

農用地区域除外申出必要書類一覧

（令和8年5月作成）

図 書	説 明	チェック
農地利用計画変更 申出書 【原本1部】	様式第2 農用地区域除外用	
位置図（案内図） 【原本又は複写 （コピー） 1部】	都市計画図（1/2500）その他の地図（申請の場所が明らかであれば、インターネット上の地図なども可）に <u>申出地を朱書きで明記してください</u> ※都市計画図は、都市計画課（西館3階）で購入できます。	
公図（地番表示図） 【原本又は複写 （コピー） 1部】	3ヶ月以内に交付を受けたもの <u>申出地を朱書きで囲み、周囲の土地の現況地目についても朱書きで明記してください。</u> ※ 公図は、法務局又は市税務課（本館3階）で購入できます。	
申出地の登記事項 証明書 【原本1部】	全部事項証明書（法務局で3ヶ月以内に交付を受けたもの） ※ 自身でインターネットより出力したものについては、不可	
住民票の写し 【原本1部】	（全部事項証明書の所有者の住所が現住所と異なる場合） 3ヶ月以内に交付を受けたもの ※ 「住民票の写し」は複写ではありませんので注意してください。	
理由書 【原本1部】	・ 申出地を選定した理由、その施設の必要性及びその経緯などを具体的な数量とともに明記し、記名押印してください。記名押印するのは事業計画者です。	
所有土地一覧表 【原本1部】	・ 申出者、申出者の世帯員、土地所有者及び土地所有者の世帯員が、申出地以外に所有する土地があれば、その一覧（市街化区域、市街化調整区域、農振農用地区域をわかるようにする）と位置図を添付し、それぞれの土地を選定することができない理由を明示してください。 ・ 上記関係者の所有地に関して、違反転用等がある場合は、 該当地について整理が完了してから、計画変更申出書の受付 となります。	
名寄せ兼課税台帳 または無資産証明 【原本1部】	・ 申出者、土地所有者及びその世帯員が、申出地以外に所有する土地がある場合は、名寄せ兼課税台帳。所有する土地がない場合は、無資産証明。 ※ 名寄せ兼課税台帳または無資産証明書は、市税務課（北館2階）で購入できます。	
代替性の検討表及びその位置図 【原本1部】	・ 「代替性の検討表」により、申出地以外の土地で事業計画を検討した経緯を示してください。 ※市街区区域も含めて検討をしてください。 ※検討対象になる土地の面積が、事業計画に必要な土地面積とあまりに差がある場合は、検討したことにはなりません。	
利用計画図 【原本又は複写 （コピー） 1部】	・ 建築物の建築の場合は、建築図面（配置図、平面図、構造、階層、建築面積、延べ面積、建ぺい率などが記載されているもの） ・ 駐車場の場合は、駐車予定車両の配置図、台数など ・ 資材置場の場合は、配置図、搬出入経路図など ・ 取水・排水系統図（平面図に併記する場合は不要）	

図 書	説 明	チェック
委任状 【原本 1 部】	(委任を受けて届出をする場合(使用者を差向ける場合は不要))	
隣地承諾書(任意) 【複写(コピー) 1 部】	(申出地の隣地が農地の場合) 隣地に農地(現況地目)がある場合。転用後に隣接地とのトラブルを避けるため書面で残しておくことを強く推奨します。 除外の判断の際に、隣地農地に対して転用後の影響について承諾を得ているかを確認します。隣地承諾書の有無にかかわらず、事業説明を隣地地権者には必ず行い、同意を得てください。	
法人登記事項証明書 【原本又は複写 (コピー) 1 部】	申出者が法人の場合。事業計画内容と登記事項証明書内の事業内容が一致するかを確認します。	
その他	必要に応じて他の書類を求める場合があります。	

【注意事項】

- 本申出に至る前に、必ず事前相談を行ってください。事前協議を行います。本申出前日までに事前協議が完了していない場合は、申出の受付は行いません。
- 事前協議は、本申出前日までに担当から計画変更見込みについて回答があった場合のみ、完了とします。
- 他法令の許可見込みがないと、本申出はできません。事前相談の前に必ず他法令関連部局との調整を完了してください。
- 大規模な開発については、別途協議が必要となり手続き完了まで時間がかかる可能性があります。なお、手続き完了までの目安は概ね半年ですが、事業規模によって異なり、手続き完了までの期間について明言することはできません。時間に余裕を持って手続きを行ってください。
- 本申出後も随時資料の提出を求める場合があります。